

福岡県電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、もって環境負荷の低減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本方針における「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境配慮評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象)

第3条 本方針は、福岡県財務規則第2条第4号に規定する課及び同条第6号に規定する財務担当所が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(評価項目)

第4条 本方針における「環境配慮評価項目」は、次のとおりとする。

(1) 必須項目

ア 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況

(2) 基本項目

ア 二酸化炭素排出係数

イ 未利用エネルギーの活用状況

ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(3) 加点項目

ア 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組又は地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組

(入札参加資格の要件)

第5条 本方針における入札参加資格要件は、次の各号の規定を全て満たしていることとする。

(1) 前条に定める必須項目について、別紙「福岡県電力の調達に係る環境配慮評価基準(以下「評価基準」という。)」に定める要件を満たしていること。

(2) 前条に定める基本項目を、評価基準に定める配点表に基づき算定した評価点の合計が70点以上であること。基本項目の合計が70点に満たない

場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であること。

(評価)

第6条 本方針が適用される電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境配慮評価項目について、評価基準により評価点の算出等を行い、別添様式1に記載し、入札毎に定める期限までに福岡県知事に提出するものとする。

2 電力調達発注所属の長は、各小売電気事業者から提出された別添様式1の内容を確認し、各小売電気事業者の入札参加資格の有無を判定する。

(事業者の努力)

第7条 本県と契約を行った小売電気事業者は、契約期間中においても、入札参加時の環境配慮の水準を維持しながら電力を供給するよう努めるものとする。

2 前項の小売電気事業者は、本県から環境配慮の状況について説明や関係書類の提出を求められた場合は、可能な限り応じるものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第9条 本方針に係る事務処理等は、環境部環境保全課において行う。

附則

1 この方針は、平成23年12月7日から施行する。

2 この方針は、第3条の規定にかかわらず、当分の間、本庁舎において競争入札により電力を調達する際にのみ適用する。

附則

1 この方針は、平成25年7月19日から施行する。

2 この方針は、第3条の規定にかかわらず、当分の間、本庁舎において競争入札により電力を調達する際にのみ適用する。

附則

1 この方針は、平成26年7月22日から施行する。

2 この方針は、第3条の規定にかかわらず、当分の間、本庁舎において競争入札により電力を調達する際にのみ適用する。

附則

- 1 この方針は、平成27年7月24日から施行する。
- 2 この方針は、第3条の規定にかかわらず、当分の間、本庁舎において競争入札により電力を調達する際にのみ適用する。

附則

- 1 この方針は、平成30年6月27日から施行する。
- 2 この方針は、第3条の規定にかかわらず、当分の間、本庁舎において競争入札により電力を調達する際にのみ適用する。

附則

- 1 この方針は、令和2年6月8日から施行する。
- 2 この方針は、第3条の規定にかかわらず、当分の間、福岡県の全ての機関中、福岡県総務部財産活用課が競争入札により電力を調達する際に適用する。

附則

- 1 この方針は、令和3年10月25日から施行する。
- 2 この方針の施行の日以前に公告を行った電力調達契約については、なお従前の例による。

附則

- 1 この方針は、令和4年6月22日から施行する。
- 2 この方針の施行の日以前に公告を行った電力調達契約については、なお従前の例による。

附則

- 1 この方針は、令和5年5月9日から施行する。
- 2 この方針の施行の日以前に公告を行った電力調達契約については、なお従前の例による。

附則

- 1 この方針は、令和6年5月13日から施行する。
- 2 この方針の施行の日以前に公告を行った電力調達契約については、なお従前の例による。